

南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例（令和4年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請)

第2条 条例第5条の規定により南伊豆町加納テニスコート（以下「テニスコート」という。）の利用の許可を受けようとする者は、利用する日の3日前（南伊豆町の休日を定める条例（平成2年条例第10号）第1条に掲げる日を除く。）までに南伊豆町加納テニスコート利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

※南伊豆町の休日

を定める条例（平成2年条例第10号）第1条に掲げる日とは、土曜日、日曜日、祝・祭日、冬季閉庁（12/29～1/3）

2 前項の規定による申請は、利用希望日が属する月の3月前の1日から受け付ける。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、南伊豆町加納テニスコート利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の許可は、利用の申込順とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、その順位を変更することができる。

(利用の許可の取消しの申出)

第4条 前条の利用の許可を受けた者は、利用の許可の取り消しをするときは、使用する日の開始時間までに南伊豆町加納テニスコート利用取消申出書（様式第3号）により教育委員会に申し出なければならない。

※休日等の対応は、社会体育施設（加納テニスコート・武道館・体育館等）の利用等に関する運用について（令和4年7月 南伊豆町教育委員会）2（1）及び（2）を参照

(利用の許可の取消しの通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により利用の許可を取り消すときは、南伊豆町加納テニスコート利用許可取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 テニスコートを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) テニスコート内で飲食しないこと。
- (2) 敷地内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) テニスコートの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に報告し、その指示を受けること。
- (5) 利用後は必ず日誌に必要事項を記入すること。
- (6) その他教育委員会の指示に従うこと。

※(1)は、社会体育施設(加納テニスコート・武道館・体育館等)の利用等に関する運用について(令和4年7月 南伊豆町教育委員会)2(5)を参照

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。